

三木市避難所運営サポーター設置要綱（案）

（設置）

第1条 三木市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、市が設置する避難所の円滑な運営を支援するため、三木市避難所運営サポーター（以下「サポーター」という）を設置する。

（資格）

第2条 サポーターは、次の要件を満たす者とする。

（1）三木市避難所運営サポーター研修の修了者

（2）兵庫県ボランティア・市民活動災害共済等のボランティア保険に加入済である者

2 サポーターは、市長の委嘱を受けなければならない。委嘱期間は、委嘱された日を含む会計年度の末日をもって終了する。

（研修）

第3条 三木市避難所運営サポーター研修（以下「研修」という）は、次の内容を含む。

（1）防災士または応急手当普及員の資格の取得

（2）救命士講習の受講

（3）講義「災害時の避難所とは（仮）」の受講

（4）市危機管理課の講話の受講と市役所見学

（5）市内の避難所視察

（6）市内での地域防災訓練への参加

（7）その他、市が必要と定めたもの

2 前項の研修終了と同等以上の知識や経験がある場合、市長は前条第1項第1号の要件を満たす者と認めることができる。

（サポーターの活動）

第4条 サポーターは、次の活動を行う。

（1）市長が指定する避難所における運営補助

（2）その他、避難所の円滑な運営に必要なこと

2 市は、サポーターの活動が必要と判断した時は、電話等により参加要請すると共に速やかにメール等により確認する。

3 活動参加は、専らサポーターの自己判断によるもので、要請を断ることもできる。

（サポーターの責務）

第5条 サポーターは、次の事項を遵守しなければならない。

（1）活動中は、市が指名する責任者の指示に従うこと

（2）活動中に知り得た個人情報、活動後も含め他に漏らしてはならないこと

(報酬等)

第6条 サポーターは、活動に対して市からの報酬を受けない。

2 サポーターの避難所運営補助活動に関して必要な経費は、市が負担する。

(旅費)

第7条 サポーターは、避難所へ移動する旅費・交通費を受けない。ただし、市はサポーターに集合する時間と場所を指定し、避難所まで自己の機材等を使用して送迎を行う。

2 前項にかかわらず、サポーターは市長が指定した避難所へ直接移動することもできるが、氏名・移動方法・到着予定時間等を遅滞なく市に連絡しなければならない。

(災害補償等)

第8条 サポーターが、本協定が定める活動に際して第三者に与えた損害については、市がその賠償の責めを負うものとする。

2 サポーターが、指定された集合場所を出発し第4条に定める活動を行い集合場所へ帰着するまでの期間中に、死亡し、負傷し、又は、障がいの有するに至った場合、本人又はその遺族に対する損害補償については、市はその責を負うものとする。ただし、前条第2項の自己責任による避難所及び自宅への移動の場合を除くものとする。

(事務局)

第9条 サポーターの事務は、三木市危機管理課において処理する。

(協定の期間)

第10条 この要綱に定めるもののほか、サポーターに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。